

海上保安庁告示第二号

港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第十一条の規定に基づき、港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官 中島 敏

港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号及び港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部を改正する告示

（港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号の一部改正）

第一条 港則法施行規則第十一条第二項の港を航行するときの進路を表示する信号（平成七年海上保安庁告示第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



改 出 後

改 出 前

別表

(1)・(2) (略)

1～5 (略)

6 千葉港

信 号	信 文
2代・D	千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出州ふ頭南西端まで引いた船以北の係留施設に向かって航行する。
2代・C	千葉区第3区の中央ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。
2代・S	千葉区第3区の係留施設(中央ふ頭南側の係留施設を除く。)に向かって航行する。
2代・F・S	船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のEからM岸壁に向かって航行する。
2代・F・N	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。
2代・I・W	塩浜三角点(12メートル)(北緯35度40分10秒東経139度56分49秒)から334度30分420メートルの地点から341度580メートルの地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
2代・I・E	塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度30分510メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。

7～16 (略)

別表

(1)・(2) (略)

1～5 (略)

6 千葉港

信 号	信 文
2代・1	千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出州ふ頭南西端まで引いた船以北の係留施設に向かって航行する。
2代・3	千葉区第3区の係留施設に向かって航行する。
2代・F・S	船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のEからM岸壁に向かって航行する。
2代・F・N	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。
2代・I・W	塩浜三角点(12メートル)(北緯35度40分10秒東経139度56分49秒)から334度30分420メートルの地点から341度580メートルの地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。
2代・I・E	塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度30分510メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。

7～16 (略)

（港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号の一部改正）

第二条 港則法施行規則第十一条第一項の規定による進路を他の船舶に知らせるために船舶自動識別装置の目的地に関する情報として送信する記号（平成二十二年海上保安庁告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。



出 港

出 港

別表第二 仕向港での進路を示す記号

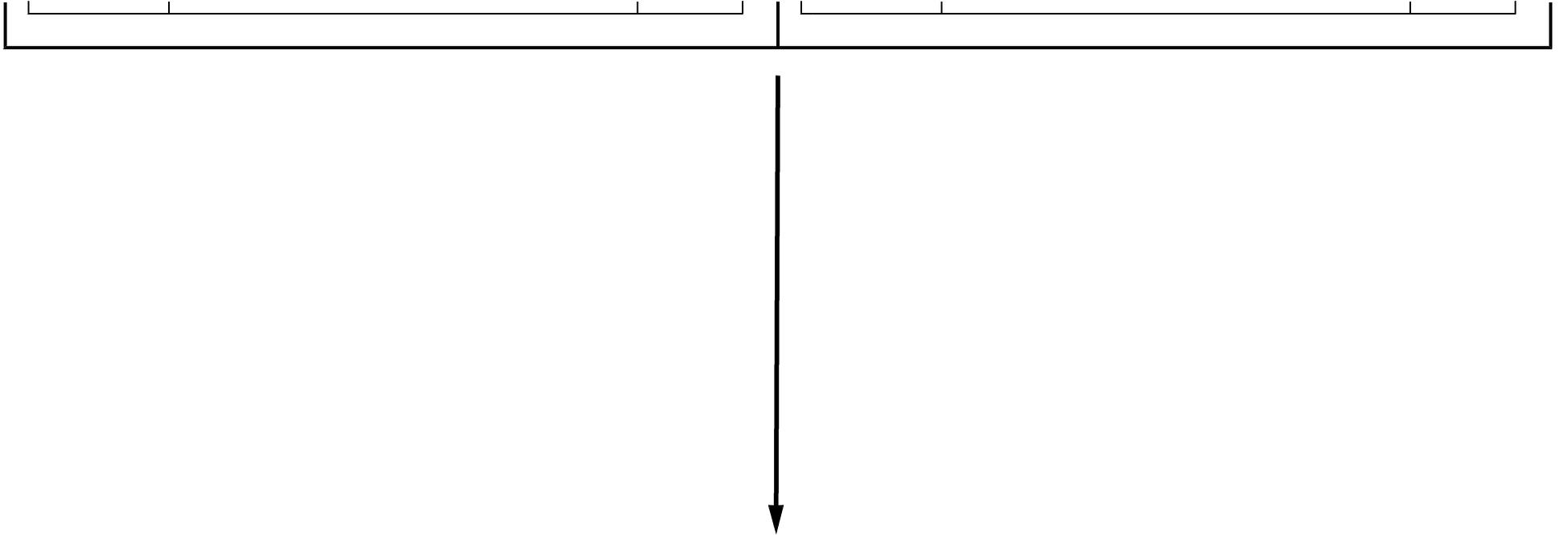
(1)~(3) (略)

別表第二 仕向港での進路を示す記号

(1)~(3) (略)

港 名	仕 向 港 で の 進 路	進路を示す記号
(略)	(略)	(略)
千葉	千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出州ふ頭南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	D
	千葉区第3区の中央ふ頭南側の係留施設に向かって航行する。	C
	千葉区第3区の係留施設(中央ふ頭南側の係留施設を除く。)に向かって航行する。	S
	船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のEからM岸壁に向かって航行する。	F S
	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。	F N
塩浜三角点(12メートル)(北緯35度40分10秒東経139度56分49秒)から334度30分420メートルの地点から341度580メートルの地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	I W	
塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度30分510メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	I E	
(略)	(略)	(略)

港 名	仕 向 港 で の 進 路	進路を示す記号
(略)	(略)	(略)
千葉	千葉区第1区の中央ふ頭南東端から出州ふ頭南西端まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	1
	千葉区第3区の係留施設に向かって航行する。	3
	船橋中央ふ頭南岸壁及び船橋中央ふ頭北岸壁のEからM岸壁に向かって航行する。	F S
	船橋中央ふ頭北岸壁北東端から日の出水門まで引いた線以西の葛南区の係留施設に向かって航行する。	F N
	塩浜三角点(12メートル)(北緯35度40分10秒東経139度56分49秒)から334度30分420メートルの地点から341度580メートルの地点まで引いた線以西の係留施設に向かって航行する。	I W
塩浜三角点から66度30分610メートルの地点から72度30分510メートルの地点まで引いた線以北の係留施設に向かって航行する。	I E	
(略)	(略)	(略)



附 則

この告示は、平成三十年一月三十一日から施行する。